

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十四年十月三十一日

## 目次

### 告示

鳥獣保護区の存続期間の更新	(清流の国ぎぶづくり推進課)	一
鳥獣保護区の指定解除	(同)	四
特別保護区の指定	(同)	四
休猟区の指定	(同)	五
特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	六
銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正	(同)	九
特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正	(同)	一〇
鳥獣保護区の存続期間の更新に関する告示の一部改正	(同)	一一

## 告示

岐阜県告示第四百九十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
長良川鳥獣保護区	岐阜市芥見地区内の主要地方道川島三輪線の長良川に架かる藍川橋の左岸詰めを起点とし、同所から県道上白金真砂線を南進し長良川左岸堤防道路に至り、同道路を南西進し兎走山麓に至り、同所から同山麓に沿う東海自然歩道を西進し市道古津日野新田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し再び県道上白金真砂線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道上材木町鏡岩線との交点に至り、同所から同市道を西進し長良川左岸堤防道路に至り、同道路を西進し長良橋(国道二五六号)との交点に至り、同所から同国道を南進し岐阜中警察署長良橋交番を経て市道大宮町一丁目茶屋新田線との交点に至り、同所から同市道を南西進し金橋、忠節橋、鏡島大橋、河渡橋及び穂積大橋を経て長良大橋との交点に至り、同橋を西進し大垣市墨俣町と岐阜市との境界に至り、同所から同境界を北進し岐阜市と大垣市墨俣町及び瑞穂市との境界に至り、同所から岐阜市と瑞穂市との境界を北進し岐阜市河渡地内の県道墨俣合渡岐阜線との交点に至り、同所から同県道を北

<p>百年公園鳥獣保護区</p>	<p>釜戸鳥獣保護区</p>	<p>土岐鳥獣保護区</p>	<p>上矢作大船山鳥獣保護区</p>
<p>東進し河渡橋、寺田橋及び鏡島大橋を経て国道一五七号との交点に至り、同所から同国道を東進し忠節橋の北詰を経て県道墨俣合渡岐阜線との交点に至り、同所から同国道を東進し金華橋を経てさらに北東進し長良橋北詰において主要地方道岐阜美濃線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し鶴飼大橋、千鳥橋を経て藍川橋北詰において主要地方道川島三輪線との交点に至り、同所から同県道(藍川橋)を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>関市小屋名地内の字崩し、西植田、小洞、東植田、花之木、木洞、柿ヶ子及び比田並びに、山田地内の字久寿志、鳥屋洞、美津洞、一本木、九反田及び太田のうち、岐阜県百年公園の区域</p>	<p>瑞浪市釜戸町地内の主要地方道恵那御嵩線と国道一九号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し釜戸町と日吉町との境界に至り、同所から同境界を北進し釜戸町と日吉町と大湫町との接点に至り、同所から釜戸町と大湫町の境界と東進し市道足又線に至り、同所から同市道を東南進し市道足又逆川線を経て主要地方道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同主要地方道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>土岐市土岐津町地内の土岐川に架かる中央橋南の県道武並土岐多治見線と主要地方道土岐市停車場細野線との交点を起点とし、同所から両道の重複区間を東進し土岐川に架かる三共橋の南約百メートルの地点に至り、同所から主要地方道土岐市停車場細野線を南進し市道六二三八三号との交点に至り、同市道を東南進し主要地方道土岐市停車場細野線との交点に至り、同主要地方道を西進し市道六二三八一号との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道多治見恵那線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し市道二二二六六号との交点に至り、同所から同市道を北進し主要地方道土岐足助線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>日影平鳥獣保護区</p>	<p>松倉鳥獣保護区</p>	<p>であいの森鳥獣保護区</p>	<p>岩瀬鳥獣保護区</p>
<p>から恵那市有林と上村恵那国所有林との境界を北東進した後南進し恵那市有林と私有林の境界を南西進し上財産区有林との境界に至り、同所から同境界を南西進し大櫃沢に至り、同所から同沢を南西進し上財産区有林と私有林との境界に至り、同所から同境界を西北進した後西進し上財産区有林と恵那市有林との境界に至り、同所から恵那市有林と私有林との境界を南西進した後南進しさらに西北進し暗井沢林道に至り、同所から同林道を西進した後西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>高山市岩井町地内の県道岩井・高山停車場線と林道志ん谷線との交点を起点とし、同所から同林道を北進し志ん谷との交点に至り、同所から同谷川を東進し岩井町と丹生川町との境界に至り、同所から同境界を東進し岩井町と丹生川町及び朝日町との境界に至り、同所から岩井町と朝日町との境界を西進し牛首山三角点(一、四〇八・〇メートル)に至り、同所から県行造林地の西側の境界を西北進し岩井谷川に至り、同所から同川を西進し岩井谷川と大板原谷川との合流点に至り、同所から大板原谷川を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>高山市上岡本町地内の国道四一号と国道一五八号との交点を起点とし、同所から国道四一号を東南進し苔川の右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西進し市道千鳥松倉線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道松倉七号線に至り、同所から同市道を西進し大規模林道八幡高山線との交点に至り、同所から同林道を西進し林道下松倉線との交点に至り、同所から松倉町字赤土内の谷を西北進し稜線に至り、同所から原山市民広場西側を流れる谷を北進し市道旅行村線に至り、同所から同市道を東進し市道新宮三号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道新宮二号線に至り、同所から同市道を北進し国道一五八号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>高山市荘川町牧戸地内の国道一五六号と林道七間飛線との交点を起点とし、同所から同国道を北東進し庄川左岸に至り、同所から同川を下流に進み御手洗川との合流点に至り、同所から南西進し三角点(一、〇四四・七メートル)に至り、同所から稜線を南進し三角点(一、〇二四・四メートル)に至り、同所から稜線を北東進し国道一五六号に至り、同所から同国道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

<p>野麦鳥獣保護区</p>	<p>七号橋に至り、同所からスゲ尾谷と大サコ谷とを分ける稜線を南進し三角点(一、一〇・六メートル)に至り、同所から荘川町赤谷と同町牧戸との稜線を西進し赤谷同町牛丸との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し荘川高原ゴルフ場の境界線に至り、同所から同境界線を西進し同ゴルフ場クラブハウス進入路に至り、同所から同進入路を南西進し市道牛丸日照線との交点に至り、同所から同市道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>高山市高根町野麦地内の野麦峠を起点とし、同所から高山市と長野県との境界を南西進し三角点(一、九五八・五メートル)に至り、同所から西北進し坂ノ谷と戸蔵谷との合流点に至り、同所から戸蔵谷を上流に北東進し野麦国有林一一四〇林班と一一四一林班との境界に至り、同所から同境界線を北東進し一一四一林班と一一四二林班との境界に至り、同所から同境界を東南進し戸蔵谷に至り、同所から東進し高山市と長野県との境界に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>						
<p>二 存続期間 平成二十四年十一月一日から 平成三十四年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="632 185 679 353"> <p>名 称</p> <p>長良川鳥獣保護区</p> </td> <td data-bbox="632 353 679 521"> <p>指 定 区 分</p> <p>集団渡来地の保護区</p> </td> <td data-bbox="632 521 679 1070"> <p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。また、河川敷も豊かな環境を有しており、カヤネズミなどの小型哺乳類をはじめホンドタヌキなども生息しており、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 185 632 353"> <p>百年公園鳥獣保護区</p> </td> <td data-bbox="316 353 632 521"> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> </td> <td data-bbox="316 521 632 1070"> <p>当該地域は、多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、</p> </td> </tr> </table>	<p>名 称</p> <p>長良川鳥獣保護区</p>	<p>指 定 区 分</p> <p>集団渡来地の保護区</p>	<p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。また、河川敷も豊かな環境を有しており、カヤネズミなどの小型哺乳類をはじめホンドタヌキなども生息しており、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>百年公園鳥獣保護区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、</p>
<p>名 称</p> <p>長良川鳥獣保護区</p>	<p>指 定 区 分</p> <p>集団渡来地の保護区</p>	<p>指 定 目 的</p> <p>当該地域は、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。また、河川敷も豊かな環境を有しており、カヤネズミなどの小型哺乳類をはじめホンドタヌキなども生息しており、鳥獣の生息地として重要な役割を果たしていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>					
<p>百年公園鳥獣保護区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、</p>					
<p>釜戸鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、広葉樹・アカマツの天然林が広範囲に存在している。区域内の竜吟湖周辺は竜吟の滝や竜吟峡にはウオーキングコースがあり、マガモ、オシドリ、メジロ及びホンドキツネをはじめとする多様な野生鳥獣の生息適地であることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>					
<p>土岐鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>					
<p>上矢作大船山鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、大船山付近の緑地環境保全地域の大神社、大船牧場、恵那市有林、財産区有林を取り囲み、さらに天然林を含む上村恵那国有林と接している野生鳥獣が生息する豊かな森林環境であることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>					
<p>日影平鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、高山地域の東端部に位置し、区域内には飛騨高山スキー場等があり、市民の憩いの場となっており、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、キジ、ヤマドリ等の多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>					
<p>松倉鳥獣保護区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、高山市街地の西に位置し、区域内には原山市民広場や松倉シンボル広場等があり、市民の憩いの場となっている。地域内にはニホンリス、ノウサギ、キジ、ヤマドリ等の多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</p>					
<p>であいの森鳥獣保護区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、荘川町のほぼ中央部に位置し、生活環境保全林として休憩所、資料館などの施設や</p>					

野麦鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	岩瀬鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区
当該地域は、広葉樹林やカラマツ等が混在する標高一、六〇〇mを超える山岳地帯であり、ヤマドリやニホンカモシカをはじめ多様な野生鳥獣が生息している地域であることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、高山市荘川町の中央部に位置し、スギ、ヒノキの人工林が点在しているが、天然広葉樹林も多く、林相地形が変化に富んでおり、鳥獣の生育に適していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	広場整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	

岐阜県告示第四百九十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定により次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

解除に係る鳥獣保護区の名称及び区域

もずも谷鳥獣保護区	飛騨市神岡町西漆山地内の曲り谷と高原川との合流点を起点とし、同所から同川左岸を南進し同町西漆山と同町割石との境界に至り、同所から字もずも谷と字切雲谷とを隔てる稜線の国有林境を南西進し同市宮川町との境界に至り、同所から同境界を北東進し国有林との境界に至り、同所から同境界を南東進し曲り谷との交点に至り、同所から同谷を南進し起点に至る線により囲まれた区域
名称	区域

岐阜県告示第四百九十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

長良川特別保護地区	岐阜市芥見地内の長良川に架かる藍川橋から下流、長良橋に至る水面の区域
百年公園特別保護地区	関市小屋名地内の字崩し、西植田、小洞、東植田、花之木、松木洞、柿ケ子及び法田並びに山田地内の字久寿志、鳥屋洞、美津洞、一本木、九反田及び太田のうち岐阜県百年公園の区域
土岐特別保護地区	土岐鳥獣保護区内で昭和四十九年五月十四日森林法第二十五条の規定により保健保安林に指定された区域（陶史の森）

二 存続期間

平成二十四年十一月一日から

平成三十四年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

長良川特別保護地区	集団渡来地の保護区	当該地域は、長良川中流域に位置し、アオサギなどのサギ類、コチドリなどのチドリ類、カルガモなどのカモ類などが生息するとともに、冬季にはマガモ、コガモなどをはじめとする渡り鳥の飛び鳥の飛来地として重要な役割を果たしている。特に、藍川橋から長良橋の区域については、その水面が採餌場及び休息の場であり、渡り鳥のねぐら、採餌場として特に重要な区域となっていること
名称	指定区分	指 定 目 的



<p>名 称</p> <p>一 休猟区の名称及び区域</p>	<p>区 域</p>	<p>平成二十四年十月三十一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>岐阜県告示第四百九十八号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 958 236 1070"> <p>土岐特別保護地区</p> </td> <td data-bbox="159 958 236 1070"> <p>森林鳥獣生息地の保護区</p> </td> <td data-bbox="159 958 236 1070"> <p>当該地域は、土岐市のほぼ中央部に位置し、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多様な鳥獣が生息している。特に、陶史の森の区域は、生活環境保全林で花や実のなる木が植樹された公園として整備された区域で、多様な鳥獣の生息地として重要な区域となっていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 958 236 1070"> <p>百年公園特別保護地区</p> </td> <td data-bbox="159 958 236 1070"> <p>身近な鳥獣生息地の保護区</p> </td> <td data-bbox="159 958 236 1070"> <p>当該地域は、市街地南部の岐阜県百年公園に位置し、市民はもとより多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、野鳥探訪会などの自然観察、自然とのふれあいを通じた環境教育が計画的に実施できる重要な区域であることから、特別保護地区に指定し、自然とのふれあいや鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育に活用するとともに、鳥獣の生息環境を保全する。</p> </td> </tr> </table>	<p>土岐特別保護地区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、土岐市のほぼ中央部に位置し、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多様な鳥獣が生息している。特に、陶史の森の区域は、生活環境保全林で花や実のなる木が植樹された公園として整備された区域で、多様な鳥獣の生息地として重要な区域となっていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。</p>	<p>百年公園特別保護地区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、市街地南部の岐阜県百年公園に位置し、市民はもとより多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、野鳥探訪会などの自然観察、自然とのふれあいを通じた環境教育が計画的に実施できる重要な区域であることから、特別保護地区に指定し、自然とのふれあいや鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育に活用するとともに、鳥獣の生息環境を保全する。</p>
<p>土岐特別保護地区</p>	<p>森林鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、土岐市のほぼ中央部に位置し、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリをはじめとする多様な鳥獣が生息している。特に、陶史の森の区域は、生活環境保全林で花や実のなる木が植樹された公園として整備された区域で、多様な鳥獣の生息地として重要な区域となっていることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。</p>								
<p>百年公園特別保護地区</p>	<p>身近な鳥獣生息地の保護区</p>	<p>当該地域は、市街地南部の岐阜県百年公園に位置し、市民はもとより多くの県民の憩いの場として親しまれ、市街地近郊にありながら、キジ、ヒガラ、ヤマガラ、メジロをはじめとする多様な鳥類が生息している。同公園内には、岐阜県博物館があり、野鳥探訪会などの自然観察、自然とのふれあいを通じた環境教育が計画的に実施できる重要な区域であることから、特別保護地区に指定し、自然とのふれあいや鳥獣の観察、保護活動を通じた環境教育に活用するとともに、鳥獣の生息環境を保全する。</p>								
<p>三 存続期間</p> <p>平成二十四年十一月一日から 平成二十七年十月三十一日まで</p>	<p>親谷休猟区</p> <p>揖斐郡揖斐川町鶴見地内の西前の谷と国道四一七号の交点を起点とし、同所から同国道を南進し川尻国有林と民有林の境界に至り、同所から同境界を北西進し揖斐郡旧坂内村との境界の天狗山三角点（一、一四九・二メートル）に至り、同所から同境を北進し五蛇池山三角点（一、一四七・六メートル）に至り、同所から大字鶴見字天狗谷と大字戸入字広瀬又の境界を東進し大字鶴見字原谷との境界に至り、同所から同境界を南東進し西前の谷に至り、同所から同谷を南東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>前谷・大日休猟区</p> <p>郡上市白鳥町地内の県道前谷石徹白線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同県道を北進し桧峠に至り、同所から大日ケ岳登山道を北東進し水後山三角点（一、五五八・五メートル）を経て大日ケ岳山頂（一、七〇八・九メートル）に至り、同所から郡上市白鳥町と郡上市高鷲町との境界を南進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>ひるがの休猟区</p> <p>郡上市高鷲町と高山市荘川町との境界と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道アマゴ谷線との交点に至り、同所から市道アマゴ谷線を北西進し市道太田線の交点に至り、同所から市道太田線を南進し市道農野谷線との交点に至り、同所から市道農野谷線を西進し同市道の終点に至り、同所から二五〇メートル南進し市道水道山南線の終点（大日ケ岳登山口）に至り、同所から大日ケ岳登山道を北西進し郡上市高鷲町と高山市荘川町との境界に至り、同所から同境界を北東進し三角点（一、二〇八・六メートル）を経て起点に至る線により囲まれた区域</p>							
<p>家谷休猟区</p> <p>郡上市明宝小川地内の主要地方道金山明宝線の小川峠を起点とし、同所から同主要道を北東進し一之瀬橋に至り、同橋から谷沿いに南東進し官行造林地と私有林との境界に至り、同所から境界に沿って東進し小川生産森林組合所有林地との境界に至り、同所から郡上市明宝と郡上市和良町との境界線を西北進し大字小川と大字畑佐の大字界に至り、同大字界を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>										



<p>真名田特定獵具使用禁止区域</p>	<p>を北進し川浦川の左岸に至り、同所から同川を横断し右岸に至り、同所からさらに北進し滝田四号線に至り、同所から同町道を北東進し滝田五号線との接点に至り、同所から町道滝田五号線を北東進し町道滝田八反田線(一一一)の交点に至り、同所から町道滝田八反田線を南進し町道滝田一〇号線との接点に至り、同所から町道滝田一〇号線を北東進し町道滝田一四号線の接点に至り、同所から町道滝田一四号線を北東進し町道加治田三〇号線との接点に至り、同所から町道加治田三〇号線を北進し加治田二九号線との交点に至り、同所から町道加治田二九号線を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>帷子特定獵具使用禁止区域</p>	<p>可児郡御嵩町中地内の主要地方道多治見白川線と町道中三〇号線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北進し御嵩町と加茂郡八百津町との境界に至り、同所から同境界を東進し御嵩と中とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南進し今井作業道に至り、同所から同作業道を南進し町道北田今井線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道中三〇号線との交点に至り、同所から町道中三〇号線を西進し町道中三〇号線に至り、同所から町道中三〇号線を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>矢戸特定獵具使用禁止区域</p>	<p>可児市西帷子地内の市道大脇・石原線と一般道八〇〇三号との交点を起点とし、同所から市道大脇・石原線を南西進し市道菅刈・石原線との交点に至り、同所から市道菅刈・石原線を南進し県道御嵩犬山線との交点に至り、同所から同県道を東南進し国道四一〇号との交点に至り、同所から国道を南西進し愛知県との県境に至り、同所から同県境を北進し一の木戸上ため池西側から延びる登山道(西山休憩舎付近)との交点に至り、同所から同登山道を東進し西山林道(西山登山口)との交点に至り、同林道を北進し一般道八〇〇三号との交点に至り、同一般道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>浅間特定獵具使用禁止区域</p>	<p>可児市春日地内の県道善師野多治見線と一般道七一〇四号との交点を起点とし、同所から一般道七一〇四号を北進し市道一三四号との交点に至り、同所から市道一三四号を北進し市道一三七号との交点に至り、同所から市道一三七号を東南進し市道一三五号との交点に至り、同所から市道一三五号を南進し県道善師野多治見線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>坊地特定獵具使用禁止区域</p>	<p>ため池との三ツ角の交差点に至り、同所から山道を北東進し奥磯林道との交点に至り、同所から同林道を南東進し浅間林道との交点に至り、同所から浅間林道を東南進し黒岩林道との交点に至り、黒岩林道を東進し主要地方道土岐可児線との交点に至り、同所から同地方道を東南進し多治見市との市境に至り、同所から市境を西進し県道多治見八百津線県道との交点に至り、同県道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>保戸島特定獵具使用禁止区域</p>	<p>長良川と今川に囲まれた保戸島の区域</p>	<p>中池北特定獵具使用禁止区域</p>	<p>関市塔ノ洞地内の市道幹一 三三〇線と中池東側の園路との交点を起点とし、同所から同園路を北西進し市道幹二 一三三〇線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道幹二 一六〇〇線との交点に至り、同所から市道幹二 一六〇〇線を北西進し市道八 三〇〇号線との交点に至り、同所から市道八 三〇〇号線を北進し市道八 二九九九号線の交点に至り、同所から市道八 二九九九号線を北西進し市道幹一 三三四号線との交点に至り、同所から市道幹一 三三四号線を北進し東海環状自動車道(関テクハイ跨道橋)との交点に至り、同所から同自動車道を東進し市道幹一 三三三線(しぐら坂トンネル)との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>池田南特定獵具使用禁止区域</p>	<p>多治見市内の土岐川に架かる月見橋を起点とし、同所から同川右岸を南進し諏訪大橋に至り、同所から愛知県との境界を西進した後北進し三角点(三八〇・六メートル)を経て西進し弥勒山</p>
----------------------	--	---------------------	--	---------------------	---	---------------------	---	---------------------	--	----------------------	--------------------------	----------------------	--	----------------------	--



<p>中津川特定猟具使用禁止区域</p>	<p>の三角点(四三六・六メートル)を経てさらに北東進し市道四三二二〇九号線に至り、同所から同市道を東進し市道四一五一〇〇号線に至り、同所から市道四一五一〇〇号線を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>福岡広恵寺特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中津川市大字福岡地内の市道福岡一七五号線と市道福岡三六八号線と私道との交点を起点とし、同所から同私道を東進し別荘分譲地の道路との交点に至り、同所から同道路を南西進し歩道に至り、同所から同歩道を南西進し同歩道の終点に至り、同所から山林と耕地との境を西進し市道福岡一七五号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線に囲まれた区域</p>
<p>恵那特定猟具使用禁止区域</p>	<p>恵那市長島町正家地内の市道清水白坂線と市道雀子ヶ根総合庁舎線との交点を起点とし、市道清水白坂線を東進し市道浜井場山ノ寺線との交点に至り、同所から市道浜井場山ノ寺線を東南進し県道阿木大井線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道万場川原線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道小麦田花無山線との交点に至り、同所から市道小麦花無山線を南進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を西進し市道長島町二八五号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し中部用</p>
<p>高山西特定猟具使用禁止区域</p>	<p>高山市下切町地内の宮川と小八賀川との合流点を起点とし、同所から宮川右岸を南進し石浦町地内のJR高山本線との交点に至り、同所から同本線を北進し市道石浦山王線との交点に至り、同</p>
<p>上矢作木ノ実特定猟具使用禁止区域</p>	<p>恵那市上矢作町字西石洞地内の木ノ実川に架かる服部平橋を起点とし、同所から同川を東南進しスズ洞に至り、同所から同洞を南西進し峯林道との交点に至り、同所から同林道を南進し遠山塚に至り、同所から同林道を南進しアドニスゴルフクラブとの境界に至り、同所から同境界を南進した後西進し井沢川に至り、同所から同境界を南進した後西進し恵那林道との交点に至り、同所から同林道を北進し恵那市上矢作町と恵那市明智町との境界に至り、同所から同境界を北進し恵那市有林と私有林との境界に至り、同所から同境界を東進し木ノ実川に至り、同所から同川を南東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>奥矢作湖特定猟具使用禁止区域</p>	<p>恵那市串原地内の矢作川に架かる奥矢作橋を起点とし、同所から主要地方道瑞浪大野瀬線を東進し大川橋に至り、同所から愛知県との境界を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>水管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進の後西進し市道長島町三三四号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道正家竹折線との交点に至り、同所から同市道を南西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を南進し主要地方道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し市道三郷町一二五号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下平番場沢線との交点に至り、同所から市道下平番場沢線を東進し市道上下筑田線との交点に至り、同所から市道上下筑田線を北東進し主要地方道多治見恵那線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東進し市道羽根平六反田線(一一二八号)に至り、同所から同市道を東進し主要地方道恵那白川線に至り、同所から同主要地方道を西進し市道恵那病院線に至り、同所から同市道を東進し市道大井町六五号線を北東進し市道丸池線に至り、同所から市道丸池線を南進し市道恵那病院線に至り、同所から市道恵那病院線を北東進し主要地方道蛭川白川線に至り、同所から同主要地方道を東南進し市道寺平的ヶ屋敷線に至り、同所から同市道を東南進しJR中央線に至り、同所から同線を北東進し恵那市と中津川市との境界に至り、同所から同境界を東南進し国道十九号に至り、同所から同国道を南西進し明智鉄道との交点に至り、同所から同鉄道を東南進し市道清水白坂線との交点に至り、同所から同市道を西進の後東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	



<p>高山東特定猟 具使用禁止区 域</p>	<p>高山市下切町地内の宮川と小八賀川との合流点を起点とし、同所から国府町との境界に沿って小八賀川を東南進し下切町と国府町及び丹生川町との境界の交点に至り、同所から丹生川町との境界に沿って南進し市道松本下切三号線に至り、同所から同市道を南進し市道三福寺松本一号線との交点に至り、同所から市道三福寺松本一号線を西進し市道松之木上野線との交点に至り、同所から市道松之木上野線を東南進し市道三福寺松之木線との交点に至り、同所から市道三福寺松之木線を東進し国道一五八号との交点に至り、同所から同国道を北東進し市道石浦大洞線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道三六一号との交点に至り、同所から同国道を東南進し市道塩屋一五号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道岩井・高山停車場線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道石浦大洞線との交点に至り、同所から同市道を南西進し宮川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>船津特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>飛騨市神岡町船津字牧ヶ平地内の国道四一号と国道四七一号との交点を起点とし、同所から国道四七一号を東進し高原川を渡った後東南進し県道打保・神岡停車場線との交点に至り、同所から</p>

<p>飛騨金山の森 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>同県道を南西進し県道長倉・神岡停車場線との交点に至り、同所から県道長倉・神岡停車場線を東南進し大字東雲字堂垣内と字檜垣内との境界に至り、同所から同境界を南西進し大字大林との境界に至り、同所から大字大林の西側境界沿いに南西進し大字小萱との境界に至り、同所から大字東雲と大字小萱との境界を西北進し市道上村線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道第一玉姫線との交点に至り、同所から市道第一玉姫線を北進し市道第一玉姫線との交点に至り、同所から市道第一玉姫線を西北進し市道第一玉姫線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道第一玉姫線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道アソラ線との交点に至り、同所から市道アソラ線を南進し市道第一朝浦線との交点に至り、同所から市道第一朝浦線を西進した後北進し市道蠟川・相生線との交点に至り、同所から市道蠟川・相生線を南西進し市道幸土・富士ヶ丘線との交点に至り、同所から市道幸土・富士ヶ丘線を西進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>三 存続期間 平成二十四年十一月一日から 平成二十七年十月三十一日まで</p>	<p>岐阜県告示第五百号</p>
<p>銃猟禁止区域の指定（平成十七年岐阜県告示第七百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から適用する。</p> <p>平成二十四年十月三十一日</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>題名中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。</p>	

「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

「飛騨市古川町数河地内の国道四一号と林道屋敷ヶ洞線との交点を起所から同林道を北進し林道洞数河線との交点に至り、同所から同林道市古川町数河字菅鳥山と字種村山との境界との交点に至り、同所から進し同市宮川町との境界に至り、同所から同境界を東進し同市神岡町至り、同所から同境界を南進したのち南西進し同市古川町太江との境同所から同境界を西進し同市古川町数河字殿洞と字足跡との境界に至ら同境界を北東進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を東至る線により囲まれた区域

第一号の表中

点とし、同を西進し同同境界を北との境界に界に至り、り、同所か進し起点に点とし、同字足跡との国道を東進に改める。

第二号の次に次の一号を加える。

三 特定猟具の種類  
銃器

岐阜県告示第五百一号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成十九年岐阜県告示第六百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から適用する。

平成二十四年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「揖斐郡池田町上田地

点とし、同所から同県道歴永万石線を東南進し町道杉野二四号との境界に至り、同所から同所に至り、同所から同町らに南進し町道上八幡橋杉野線との交点に至号を経て同町道を南進八号を西進し柳原橋西ら同国道を北進し町道八幡市橋線との交点にとの交点に至り、同所に至り、同所から町道同所から町道片山南二町道片山南一四号を西町道片山村中線を西進北五七号を西北進し町西北進し町道片山北一町道片山北一一号との本郷線との交点に至り、同所から農道農同所から同町道を東進号を東南進し町道片山進し町道田畑片山線と八幡線との交点に至りに至り、同所から同国池野杉野線を北東進さ揖斐郡池田町上田地点とし、同所から県道り、同所から県道歴永

内の県道池田揖斐川大野線と町道池野杉野線との交点を起道を北東進し県道歴永万石線との交点に至り、同所から県道池野杉野線との交点に至り、同所から同町道を東南進し町道上田一号との交点に至り、同所から同町道を東南進

交点に至り、同所から町道杉野二四号を東南進し神戸町と同境界を南西進しさらに西進し町道白鳥二五号との交点を南進し神戸町との境界に至り、同境界を西進しのおさ六〇号との交点に至り、同所から同町道を西進し、農道市り、同所から同農道を南西進しさらに南進し、町道市橋一六し、町道市橋一八号との交点に至り、同所から町道市橋一詰めを経て国道四一七号の柳原橋西交差点に至り、同所から市橋神戸線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道至り、同所から町道八幡市橋線を北進し町道片山南三三三号から町道片山南三三三号を西進し町道片山南二二〇号との交点片山南二二〇号を北進し町道片山南二〇号との交点に至り、〇号を北進し町道片山南一四号との交点に至り、同所から進さらに北進し町道片山村中線との交点に至り、同所からし、町道片山北五七号との交点に至り、同所から町道片山道片山村中線との交点に至り、同所から町道片山村中線を九号との交点に至り、同所から町道片山北一九号を北進し交点に至り、同所から町道片山北一一号を西進し農道片山、同所から同農道を北進し農道農免片山本郷線との交点に免片山本郷線を北進し、町道片山北三五線との交点に至り、し町道田畑三四号との交点に至り、同所から町道田畑三四北三七線との交点に至り、同所から町道片山北三七線を東の交点に至り、同所から町道田畑片山線を北進し町道藤代、同所から町道藤代八幡線を東進し国道四一七号との交点を北進し町道池野杉野線との交点に至り、同所から町道らに北進し起点に至る線により囲まれた区域

内の奥道池田揖斐川大野線と町道池野杉野線との交点を起池田揖斐川大野線を北東進し奥道脛永万石線との交点に至万石線を東南進し町道上田一号との交点に至り、同所から杉野二四号との交点に至り、同所から町道杉野二四号を東に至り、同所から同境界を南西進しさらに西進し町道白鳥、同所から同町道を南進し神戸町との境界に至り、同境界

を

同町道を東南進し町道南進し神戸町との境界二五号との交点に至り、同境界を西進しさらに南進し農道市橋杉野線との市橋一六号を経て同町市橋一八号を西進し柳同所から同国道を北進し町道八幡市橋線との三三三号との交点に至りの交点に至り、同所から至り、同所から町道片所から町道片山南一四道片山北五七号を西北中線を西北進し町道片北進し町道片山北一一道片山本郷線との交点交点に至り、同所から至り、同所から同町道畑三四号を東南進し町号を東進し町道田畑片道藤代八幡線との交点の交点に至り、同所から界を東進しさらに南進

町道上八幡六〇号との交点に至り、同所から同町道を西進交点に至り、同所から同農道を南西進しさらに南進し町道道を南進し町道市橋一八号との交点に至り、同所から町道原橋西詰めを経て国道四一七号の柳原橋西交差点に至り、し町道市橋神戸線との交点に至り、同所から同町道を西進交点に至り、同所から町道八幡市橋線を北進し町道片山南、同所から町道片山南三三三号を西進し町道片山南二二〇号とら町道片山南二二〇号を北進し町道片山南二〇号との交点に山南二〇号を北進し町道片山南一四号との交点に至り、同号を西進しさらに北進し町道片山村中線との交点に至り、同線を進し町道片山北五七号との交点に至り、同所から町進し町道片山村中線との交点に至り、同所から町道片山北一九号との交点に至り、同所から町道片山北一九号を号との交点に至り、同所から町道片山北一一号を西進し農に至り、同所から同農道を北進し農道農免片山本郷線との農道農免片山本郷線を北進し町道片山北三五号との交点にを東進し町道田畑三四号との交点に至り、同所から町道田道片山北三七線との交点に至り、同所から町道片山北三七山線との交点に至り、同所から町道田畑片山線を北進し町に至り、同所から町道藤代八幡線を東進し国道四一七号とら同国道を北進し揖斐川町との境界に至り、同所から同境しさらに東進し起点に至る線により囲まれた区域

に改める。

岐阜県告示第五百二二号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成二十一年岐阜県告示第六百一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から適用する。

平成二十四年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

飛騨市神岡町横山字日面平と字十六釜と字荒田



第一号の表横山鳥獣保護区の項中

とし、同所から同谷を北進し富山県境に至り、同町杉山との境界に至り、同所から同境を南西との境界に至り、同所から同境を西進し起点に至

「 飛騨市神岡町横山字日面平と荒川谷を北進し富山県境に至り、同所から同境を西進し起点に至る線により囲まれた区域」

「 同所から同境を南東進し同町横山所から同境を南西進し同町横山字大池と字荒田谷を西進し起点に至る線により囲まれた区域」

に改める。

平成二十四年十月三十一日発行

発行者  
岐阜県

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社